

## 年末に気をつけたい消費者トラブル ～大掃除・不用品の始末はゆとりをもって！～

12月に入ると、ご家庭を始めあちこちで大掃除が行われます。このような期間を狙って悪質な事業者から電話がかかってきたり、訪問される危険が増えます。公的な機関や相談機関が休みになるので注意しましょう。

### 〈事例1 不用品の回収〉

不要品の回収が無料とアナウンスしながらトラックで巡回している業者を呼び止め、廃品回収を依頼した。不用品を積み終えた後に6万円を請求された。回収は無料だが積み込み料金は発生すると言われた。納得できない。

### 〈アドバイス〉

一般廃棄物の回収は、お住いの市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に処分を依頼することは、トラブルになる場合があります。不明な点がある場合は、市町村に確認しましょう。

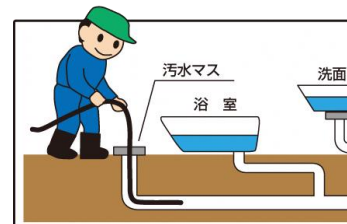


### 〈事例2 排水管の洗浄〉

下水管の高圧洗浄が3千円というチラシを見て電話で依頼した。マンホールのふたを開けて見た後に、洗浄は1mあたり3千円で枯れ木の除去も含めて合計5万円と言われた。どうすればいいか。

### 〈アドバイス〉

チラシに3千円とあっても、料金の条件や詳細な説明が小さい字で記載されていることがあります。安さにつられて安易に依頼しないこと、必要がない契約はきっぱり断ることも大切です。



### … ほかにも、年末年始に気を付けること …

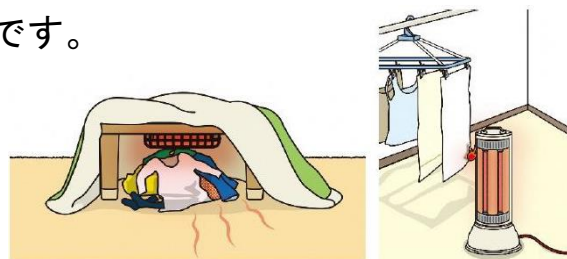
これらの事例のほかに、年末年始には高額なお小遣いを手にする未成年者や若者も多く、オンラインゲームでのトラブルや投資勧誘詐欺などに注意が必要です。

また、公的機関が閉庁となる期間を狙って、悪質商法や詐欺を行う事業者が電話をかけたり訪問したりする危険もあるので注意しましょう。**12月29日から1月3日は、消費生活センター始め消費者ホットライン（188）も年末年始休業となりますので、契約は慎重に行いましょう。**

## 電気ストーブや電気こたつの 火災に注意しましょう！

冬になり、暖房器具を使うことが多くなってきました。毎年この時期に多くなるのが、電気ストーブや電気こたつの火災です。

電源を切り忘れてしまったり、何気なく行ったことが火災につながることもあります。次のような点に注意して、火災予防に努めましょう。



### 《 注意すること 》

- ☆ 就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ☆ 洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。
- ☆ スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。
- ☆ ヒーター部分のお手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう。
- ☆ 壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。
- ☆ 布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

### 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】  
依頼書のFAXかお電話で。



### 12月・1月 消費生活法律相談会

12月 8日(火) 13:30~15:30

1月12日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス<sup>を無料</sup>で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

## 最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》 月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

全国共通の消費者ホットライン <sup>いちゃ</sup>188 で、最寄の消費生活センターにつながります。